



Title	夜間中学の「あってはならない」から「なくてはならない」へ：法制度化への経緯と今後の課題
Author(s)	榎井, 縁
Citation	未来共創. 2022, 9, p. 173-197
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88553
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

夜間中学の「あってはならない」から 「なくてはならない」へ

法制度化への経緯と今後の課題

榎井 縁

要旨

夜間中学は、日本の近代的学校教育制度である義務教育制度の成立とともに、経済的・社会的な理由でそこに包摂されない子どもたちを救済する、暫定的な場として学校教員たちを中心に形成されてきた。国からは早期廃止を求められ、「あってはならない」学校とされた。1960年代後半からは、義務教育を保障されてこなかった様々な人びとの「教育を受ける権利」を取り戻す学校として再定義され、引き揚げ者や、在日韓国朝鮮人、障がい者や、移民・難民が入学するようになった。夜間中学を支えてきたのは全夜中研という教員や生徒など学校現場と関係する人びとによる組織であり、50年に渡りその制度化を要請し続けた。日弁連の働きかけもあり、2016年教育機会確保法が成立し、夜間中学の拡充が目指されることになった一方、政府が、対応しきれないと思われる外国人労働者の問題や不登校・引きこもり問題への対応策を夜間中学に求める可能性も高くなった。法制度化の中で、学校教育制度に対峙してきた夜間中学の自律性がどう保たれるのが今後注目される。

目次

1. はじめに
2. 夜間中学の歴史と「あってはならない」意味
3. 新たな課題としての外国人の受け入れと不登校問題
4. 法制度化「なくてはならない」への経緯
5. 夜間中学のこれから

キーワード

義務教育制度
夜間中学
教育機会確保法
日本語教育
教育のセーフティ・ネット

1.はじめに

2022年2月現在、全国の夜間中学校¹は12都道府県に36校あり、2000人ほど²の生徒が学んでいる。うち5校は2019年以降の設置であり、この4月に新たに開校予定の学校は4校、来年以降にも6校の新設が予定されている(図1)。のちにみるように夜間中学が、戦後からはじまり1960年代以降は20～30校で推移していたことをかんがみると、昨年1月国会答弁で、内閣総理大臣が、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置されることを目指すと発言したことが³、現在の夜間中学急増の背景にあるといえる。

そこには、2014年に夜間中学等義務教育拡充議員連盟が発足し、国に働きかけ、2016年に教育機会確保法が制定され、義務教育未修者に教育機会を確保する責務が明示されたという法的根拠がつくられた経緯がある。それによって政策的に「なくてはならない」学校として全国的な設置が求められたのである。

しかしそれまで、夜間中学は、戦後日本の学校システムの中で、常に「あってはならない」ものとして義務教育の周縁に存在しつつ、義務教育から排除される人びとを受け入れ続けてきた。またそれゆえ、夜間中学の存在を守り続けたのは常に現場にいる教員や生徒自身であり続けたという特徴も持つ。さらに加えるなら公立学校である夜間中学と非公立学校に位置付けられる自主夜間中学がその現場の両輪となり、研究団体として国や自治体に対峙してきたことも意義深い。

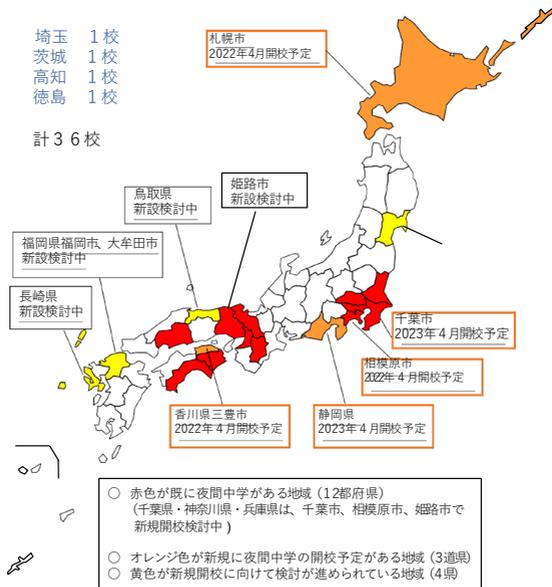
本稿では、その歴史的経緯をふまえて、時代による対象者の変化に柔軟に応じてきた夜間中学を整理するとともに、法制化された今後の課題についても展望することを試みたい。

2. 夜間中学の歴史と「あってはならない」意味

夜間中学という学校が、学校教育法の第一条で定義されて存在するのか、といえばそうではない。「法にない学校」として草の根で誕生し、制度上は二

12都府県30市区に36校

- 大阪 11校
 - 東京 8校
 - 奈良 3校
 - 兵庫 3校
 - 広島 2校
 - 神奈川 2校
 - 千葉 2校
 - 京都 1校
 - 埼玉 1校
 - 茨城 1校
 - 高知 1校
 - 徳島 1校
- 計36校



既設夜間中学一覧 (2021年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
徳島県 2021	徳島県立しらどぎ中学校	高知県 2021	高知県立高知国際中学校
京城県常総市 2020	水海道(みつかいどう)中学校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さむ)中学校
埼玉県川口市 2019	芝西(しばにし)中学校 藤香(ふしむか)分校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
千葉県松戸市 2019	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんが)中学校	大阪府東大阪市	布筋(ふせ)中学校
東京都大田区	板谷(いとう)中学校	大阪府東大阪市	豊崎(とよさき)中学校
東京都世田谷区	三宿(みよしく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	きつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校 西野(にし)の分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校 北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校 琴塚(かんと)分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市区	舜田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	落友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	敵御(たねひ)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのう)中学校	広島県広島市	鏡賀(かみかん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

1校あたりの平均生徒数52.4人最大200人、最小11人
 (令和元年度夜間中学等に関する実態調査)

図1：全国夜間中学校の設置状況

2021年11月19日 第67回全国夜間中学校研究大会・大阪大会での文部科学省初等中等教育局初等教育企画課教育制度改革室室長白石俊氏の報告資料より筆者が編纂

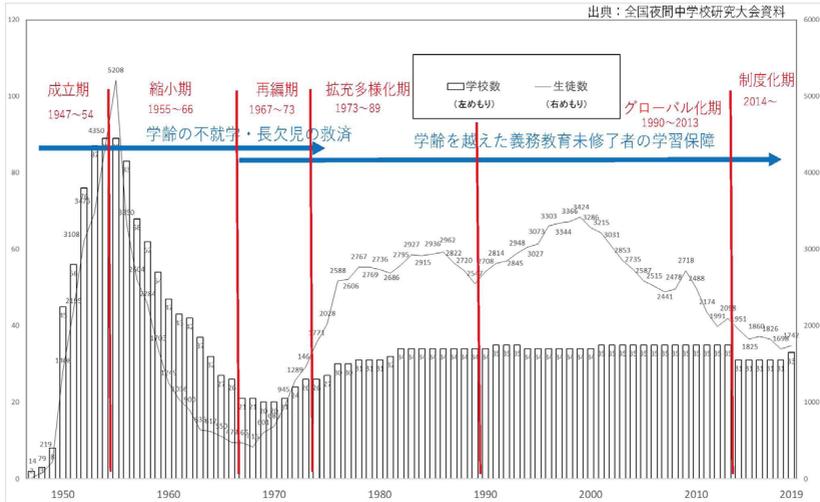


表 1：公立夜間中学校の設置校数・在籍生徒の推移と時期区分

江口 怜 大阪大学未来共創センターオープンプロジェクト「マイノリティ教育ラボ・夜間中学プロジェクト」での発表資料(2020年8月20日)より

部授業を行う公立中学校の夜間学級や分校とされ⁴、実際にはその枠を超えた独自の教育文化を育んできた(江口2021)。まずは、その夜間中学の歩みを、江口(2021)を引用しながら、六つの時期(成立期、縮小期、再編期、拡充多様化期、グローバル期、制度化期)に分けて簡単に外観し⁵、「あってはならない」といわれてきた意味について明らかにしたい。

まず、その前史として、明治以降における急速な近代的学校教育制度の整備がある。当時すでに小学校6年間の義務教育制度の原型が成立しており、一九〇〇年代文部省の把握によれば、就学率は90%を超えていた。しかし子どもは貴重な労働力であり、かつ学費は家庭の負担となるため、貧困家庭では子どもを学校に通わせることが難しく、学校に対する忌避意識も実際には強く存在した。そうした中、スラム地域の「特殊小学校」、昼働く子どものための「夜間小学校」、年下のきょうだいの面倒をみなければならない子どもの

ための「子守学校」などが各地につくられていった。しかし、小学校段階での中途退学者は後を絶たず、小学校を卒業することが普通になったのは1930年代になってからであった。

○成立期(1947~54)：

日本敗戦と新憲法・教育基本法整備の中、1947年より男女共学・単線型9年(六三制)の義務教育制度が整備され、市町村設置の新制中学が誕生した。しかし、戦後の混乱、貧困、差別を背景に不就学者は数万人、長期欠席者は数十万人にのぼった。

1947年10月、大阪市立生野第二中学校に「夕間学級」が開設された。これは、学校に来ない子どもたちの家庭を回った教師が「夜なら通える」と聞いて、自主的に始めたとされている。その後、被差別部落や漁村、産炭地、零細工業地帯など学齢の不就学・長期欠席児童生徒で、中間就労・家事労働に従事するものための学級が、教師や自治体の判断で草の根で開設が広がっていった。夜間中学は50年代で全国90～160校開設の形跡があった。

しかし、単線型の義務教育制度の完遂を目指していた文部省、中学校長会、日本教職員組合などから夜間中学は「あってはならない」学校とされたため、1954年に夜間中学を開設した中学校の校長や教員らが、全国中学校夜間部教育研究協議会(現全国夜間中学校研究会＝全夜中研)を結成し、その意義を訴えていくことになる。第一回大会では、戦後の義務教育制度の理念を評価し、本来あってはならないことを認めた上で、子どもの収入なくしては一家の生計維持が不可能などの現状から「なくてはならない」ことが主張された。

○縮小期(1955~66)：

高度経済成長と産業構造の転換によって、不就学・長欠児が減少したため、夜間中学も減少した。それと同時に日本社会は、文字の読み書きができ、中学校まで卒業していなければ生活・生存が困難な「学校化社会」や「文字化社会」へと急速に変わっていった。学校教育は経済競争や学力競争の装置ともなり、学校嫌い登校拒否といった問題も生み出していった。

日本政府は1960年代に「日本では識字問題は解決済み」と表明したが、そ

の裏で百数十万人が義務教育未修了のまま社会で生きるという現実があった。都市部の夜間中学にはこうした人びとが学びを求め訪れはじめた。

この時期に地域間・階層間格差も広がり、「学校化社会」や「文字化社会」から取り残された漁村や産炭地、被差別部落地域などに夜間中学は存続した。またこの時代、福岡炭鉱地域では部落解放運動の中で識字運動がはじまった。

○再編期(1967~73)：

1966年11月に行政管理庁が年少労働者問題に関する行政監査を行い、その勧告の中で、文部省に対して児童労働の容認につながる夜間中学の早期廃止を求めた。東京の荒川九中夜間中学卒業生高野雅夫はその勧告を「死刑宣告」と受け止め、荒川九中の教師や生徒と映画をつくり、夜間中学廃止反対を求める全国行脚を開始した。その結果、1969年に大阪の天王寺中学校に夜間学級が新設され、その後、夜中は廃止から増設へ一挙に変化していった。

それまで夜間中学はどちらかという、救済や恩恵の対象に位置付けられていたが、「教育を受ける権利」の保障、さらに生存権の保障と結びつけて認識されるようになったのは、高野らの運動により、夜間中学が、貧困や差別の中で奪われた義務教育を受ける権利を取り戻すための学校として再定義されたからである。

この時期に、部落解放運動、障害者自立生活運動といった市民運動や、在日朝鮮人教育、同和教育などの学校現場の実践ともクロスオーバーしながら夜間中学が目されるようになる。また、中学校を卒業しながらもほとんど学ぶことができなかつた形式卒業者の問題もとりあげられるようになった。

○拡充多様化期(1974~89)

関東・関西を中心に夜間中学の新設が進み、学校の運営体制・教育条件は、徐々に整備されていく。1965年の日韓条約や1972年の日中国交回復などもあり、韓国や中国からの引き揚げ帰国者などの入学が急増、東京の夜間中学では日本語学級が設置された。また、在日朝鮮人、就学猶予・免除を受けた障がい者、登校拒否経験者、インドシナからの定住難民なども入学しはじめる。この時期にはじめて、公立夜間中学校開設を求める動きの中で、奈良県や川

崎市などを皮切りに自主的な学びの場としての「自主夜間中学」が開設されはじめた。

1985年には国際成人教育会議において学習権を基本的人権とするユネスコ学習権宣言が採択され、ブラジルの教育学者パウロ・フレイレの識字教育思想やその実践にも一目がおかれるようになり、夜間中学の生徒自らの主体化や解放といった側面が尊重されるようになった。

○グローバル化期(1990~2013)：

国際結婚の増加や、1989年の出入国管理ならびに難民認定法の改定等を受けた南米からの日系人労働者など日本で暮らす外国人が激増し、夜間中学にもグローバル化の波が押し寄せる。夜間中学の現場では、行政に社会教育としての日本語教育の場を増やすことを求めながらも、日本社会で生き抜くための基礎的な日本語学習のあり方を模索していくことになる。

また、1990年の国際識字年、2003年に始まる国際識字の10年を機に、被差別部落の識字学級、地域日本語教室、在日朝鮮人の識字教室、韓国の識字運動との連携が進む。

国際識字年を通し地域ネットワークが進み大阪（東生野中、太平寺中＝現・布施中）、奈良（畝傍中）に新たな夜間中学が誕生する。九州・沖縄・北海道・四国では新たな自主夜間中学が開かれ、公立夜間中学開設を求める動きも広がる。

そうした中で、全夜中研は、2003年日弁連に人権救済申し立てを行い、日弁連は2006年政府に「学齢期に就学することができなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を提出する。

○制度化期(2014~現在)：

前夜中研の国会議員への働きかけや法制度化を求める動きの中で、2014年に夜間中学等義務教育拡充議員連盟が発足、文科省は夜間中学全国調査を実施し、文部大臣が「全都道府県に最低でも一校の夜間中学が必要」という答弁を行う。2015年に文科省は「形式卒業者(入学希望既卒者)」の入学を認める通知を出し、夜間中学での特別な教育課程編成を認める等、いままで放置され

てきた制度面での整備を進めた。

2016年に「教育機会確保法」制定され、はじめて義務教育未修了者に教育機会を確保する地方公共団体の責務が明示される⁶。

こうした経緯があり、冒頭の2021年3月に内閣総理大臣答弁「今後5年間に全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置されることを目指す」がなされ、2022年現在では雨後の筈のように夜間中学設置が各地で進められている⁷。

夜間中学は、理想の制度と現実の離反や矛盾の中で、子どもの生活の現状をふまえ、当初からメインストリームと対峙する形で成立したことに特徴がある。表1の設置校数と在籍生との推移と時期区分を見ると、夜間中学は成立期から縮小期にかけては、経済的・社会的理由で学校制度そのものからはみ出てしまった義務教育対象にある子どもたちを主な対象としたものである。ゆえにそのような子どもの数に合わせて夜間中学も増減していることがわかる。

しかし、1970年代からの学校の微増、そして生徒数の激増は、夜間中学の役割が未就学・長欠児の救済から大きく転換したこと示している。その象徴とされる人物が高野雅夫である。全夜中研の資料を分析した浅野（2020a）によれば、夜間中学はそれまで既存の義務教育が生み出した不就学者の受け皿としての役割から、憲法を背景とした教育の機会均等の原則を保証するものとして、既存の義務教育のあり方に対する批判・異議申し立てを孕んだ独自の抵抗的な義務教育機関へと変化したという。また同時に夜間中学増設を求める運動の担い手も教員から、当事者やその支援者へとシフトした。つまり、救済から権利の保障へと変化を遂げ、学齢超過の義務教育未修了者に対する新たな使命と任務を自覚し始めるターニングポイントをここに見ることができる。

また、1965年の日韓基本条約締結後、韓国引揚者を受け入れる日本語学習機関がなく「救急中学校」として1971年に東京都内の3校の夜間中学校に暫定措置として日本語学級が設置されたこと（関本2018）は、日本国民・日本語話者という狭義の義務教育の枠を現場側から崩したといえる⁸。

1970～90年代までに増加した生徒に関し浅野(2020b)は、ポスト・コロナの世界史的文脈で①在日韓国朝鮮人、②引揚帰国者、③移民、④難民を挙げている。次節の表2をみるとわかるように、全夜中研は、夜間中学校生徒の属性について、日本人と、この4つのカテゴリーに加え、その他の外国人という把握をしている。

差別や貧困、過去の戦争や植民地支配という歴史的認識の上に日本国籍者以外の人びとが認識され、日本政府に義務教育保障を求めることが難しくなる中、国際的な学習権の保障や識字運動などの潮流も相まって、日本語学習をする機会が十分でないその他の外国人を受け入れたといえよう。加えて、就学免除・猶予されていた障がい者、登校拒否経験者など、学ぶ権利を奪われてきた人々への視座の拡がりもみられた。

夜間中学は、戦後の成立期以来、義務教育制度からこぼれ落ちる生徒たちを受け止める、本来「あってはならない」所に位置付けられ続けてきた。しかし、そこに拘り続けるゆえに、本来教育を保障すべき学校が機能していないことを、証し、告発する役割も担ってきたといえる。

出典：全国夜間中学校研究大会資料

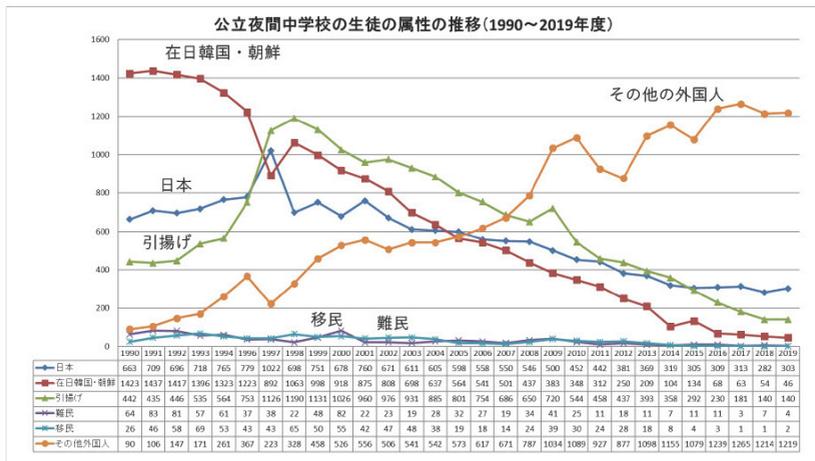


表2：公立夜間中学の生徒の属性の推移(1990～2019年度)

江口 裕 大阪大学未来共創センターオープンプロジェクト「マイノリティ教育ラボ・夜間中学プロジェクト」での発表資料(2020年8月20日)より

3. 新たな課題としての外国人の受け入れと不登校問題

ここでは、夜間中学の中でも近年大半を占めるようになった外国人と、これから課題となっていくであろう不登校・引きこもりの問題について、現行の夜間中学の取り組みを外観する。そのことによって、後にみられる法制度化以降の夜間中学のありようについて考えを深めていくことができると思われる。

3-1. 激増する外国人生徒と日本語教育

文科省の調査によれば⁹、2019年に夜間中学で学んでいる生徒は全国で1742人、うち日本国籍を有しない者は8割にあたる1384人で、40歳未満が6割を占めている。国籍別にみると、中国532人(38.4%)、ネパール272人(19.7%)、韓国・朝鮮156人(11.3%)、ベトナム154人(11.1%)、フィリピン94人(6.8%)、タイ29人(2.1%)、ブラジル21人(1.5%)となっている。入学理由としては、654人(47.3%)が「日本語が話せるようになるため」、254人(18.4%)が「(日本語の)読み書きができるようになるため」で大半を占めている。

1990年代から2000年代にかけての外国人生徒の激増¹⁰の背景には、少子高齢化が深刻になった日本社会の底辺を支える安価で不安定な労働力(「外国人材」)の導入がある。国としての統合を目指す日本政府が、彼ららを移民としては認めないため、彼らの日本語等の教育機会の保障はされてないこと(榎井2021)が夜間中学の在席数に反映したものと思われる。現在その数は在籍総数の8割以上を占め、どの夜間中学でも外国人のいわゆる日本語教育が大きな課題となっている。

外国人が日本語教育を求めて夜間中学の門を叩くことについて、夜間中学は義務教育課程を保障するための学校であるから、日本語教育のみを求める場合は入学を断ることが原則だとされてきた¹¹。しかし、安価で重労働といった劣悪な労働状況や不安定な雇用、在留資格の問題などを抱えながら、その中で少しでも日本語を学びたいという外国人の希望を受け止め

る場として夜間中学が機能しているのが現状である。

夜間中学で働く安野（2019）は、JFC（ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン＝日本とフィリピンの親から生まれて子ども）の支援をきっかけにその母親たちに日本語を教えることになり、学習の継続のために夜間中学をすすめた。しかし人手の足りない介護施設で働くフィリピン人女性は、入学はしたものの、仕事に忙殺されて登校もままならない。安野は生命に直結する仕事であればこそ、日本語や日本文化の知識を増やしてほしいとの思いをもちながらも、彼女らの現状を受け止めている。夜間中学にニューカマーの生徒が増えてくるとともに「日本語学校」と重ねて話題とされることについては、日本語の読み書きにさほど苦勞を感じない人でもこの社会で生きていくことに困難をかかえることを見れば、日本語学校であるとかないとかいう議論は問題の中心でないだろう断言している（安野 2019: 325）。

また、夜間中学に従事する多くの教員は、日本語教育を行うことに対して「非専門家」とであると認識しており、生徒からのニーズはあっても、日本語教育のプライオリティが教員の中では必ずしも高くはないといわれている（奥元 2020）。だからこそ、専門家との連携が重要だという議論もあれば、高橋（2018）のように日本語を専門とするものが、現場の参与観察を通して日本語教育や教科教育を超えた「生きる力を育む教育」を見いだすケースもある。

担任の先生は「助詞を直すとか、文法を訂正するとか、そんなら何でもいいんですわ。これが彼が伝えたいものすべてやと思うんです。いちいちなおす必要ない」と話していた。教えるのではなく、対等な関係で相手の思いを受け止めるこのような関係性を、田中は「教育を支える交感性」とよんだ。仕事が終わってから走ってやってくる外国人労働者たちの人生を丸ごと抱えるかのような教育といえよう（中略）。教材の文章¹²を手がかりに、自己を重ね、思いを共有し、それを社会の中の自らの立ち位置や未来につなげていく力の育成であった（高橋 2019: 303-304）

教員たちは、外国人がなぜ夜間中学にたどり着いたのか、なぜ日本語を覚えたいのか、なぜ休みがちになるのか、といったニーズの奥にある、彼らの生活環境や辿ってきた道を眼差している。それはそれまで受け入れてきた数々の夜間中学生たちの歴史の蓄積があるからといえよう。

夜間中学での新渡日外国人生徒の学びを一言でいえば「外国人労働者としての自覚をもって、社会参加をするちからをつける」ものだと考えている。多様な雇用形態のほとんど底辺に近いところで働かざるをえない新渡日の外国人生徒たちが、新自由主義や市場原理主義が渦巻く今日の日本社会で、格差社会の一方の極、それももっとも悲惨な極に落とし込まれないために、働く者の自覚をもって、労働者としての権利を主張し行動できる力を獲得するようにしておかねばと考える。(生きる闘う学ぶ編集委員会2019)

また、今後一層増えていくと思われるのが、労働者として来た外国人の子ども（呼び寄せあるいは日本で出生するものを含む）たちであろう。義務教育過程を修了していなくても学齢が超過している場合に最も求められるのが夜間中学という場である¹³。

竹島（2021）は、中学校3年の途中で学校をやめて来日し、地元の昼間の中学校に3月28日に入学し、3月31日に卒業したフィリピン人生徒を夜間中学で受け入れた経験を振り返っている。手探りで日本語指導をしながらも、「新渡日生徒のなかには、経済的にも精神的にも厳しい状態にある生徒がいることを再認識させられました。言葉も通じない、知り合いもあまりいない日本で、自分の未来を描けるのかどうか（中略）。彼ら彼女らは、夜間中学校を入り口に日本社会とつながっていくことになります。そういう使命が夜間中学校にはあると思っています（竹島2021: 22）」と、新渡日外国人生徒が社会から疎外されていることを注視している。こうしたケースが恒常化する場合、高校選抜における外国人特別措置や特別枠が全国的にも整っていない現在¹⁴、夜間中学の教員が若年層外国人の進路保障も請け負っていくことになるだろう。

3-2. 不登校の学齢の子どもたち

2020年度「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果」¹⁵によると、長期欠席のうち小中学校における不登校児童生徒は196,127人（小学校63,350人、中学校132,777人）で、8年連続で増加して過去最多となっている。1000人あたりの不登校児童生徒は20.5人（小学校10.0人、中学校40.9人）で、調査がはじめられた2008年から倍増している。また90日以上欠席者が全体の54.9%を占め長期に渡る不登校児童生徒が多い。

不登校に関する要因としては、本人に係る状況としての「無気力・不安」が半分弱を占めている。不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談を受けた割合は65.7%であり、学校内で専門的な相談・指導を受けた割合が多いが、学校外の機関で相談・指導を受けた割合も伸びている。

文科省は、不登校児童生徒に対する支援推進事業として自治体や民間団体等が行う、学校以外の場における支援体制を整備するとともに、民間団体等との連携やアウトリーチ型の支援および校内支援体制や不登校特例校¹⁶の設置を呼びかけている。

前述の文科省による2019年夜間中学の調査においては、夜間中学を設置する27市町村教育委員会のうち、不登校となっている学齢生徒の受け入れに向けて検討しているところは1市町村で、ニーズを把握しつつ検討を開始する予定が5市町村、残りの8割近くの21市町村は検討していない、としている。しかし、従来から夜間中学は、元不登校・引きこもりの経験者を多く受け入れてきた（関本2018）。

また、不登校経験を克服する生徒の新しい学びの場を昼間部にもち、様々な事情で義務教育を十分に受けることのできなかつた方の学びの場を夜間部にもつ「昼間部と夜間部の良さを生かし、世代と国籍を超えて触れ合い学び合う学校」をコンセプトにした全国唯一の中学校についても触れておく必要があるだろう。

京都市立洛友中学校は、その前身の郁文中学校二部学級（夜間学級）の統廃合の際、夜間中学校に加えて昼間部に不登校特例校を設置し¹⁷、2007

年に開講した。実際に中間部と夜間部の生徒の日々の交流の時間や、実技教科の合同授業が取り組まれている。また、校外学習、球技大会、自然体験学習、文化祭、修学旅行、民族の文化に触れる集いなどの学校行事を合同で実施している。学校が狙いを押し付けるのではなく、自然な形で互いを理解し、交流が深まるように心がけており、昼間部の生徒は、数々の苦勞を経験してきた夜間部の生徒から、同世代の子どもたちだけの社会では得ることのできない貴重なものを得ているという¹⁸。

学齢期の子どもを受け入れについては否定的な立場をとってきた夜間中学ではあるが¹⁹、洛友中学校のこうした取り組みは「夜中という空間だから、のびのびできたり、リフレッシュできたり、安堵できることがあるんじゃないか。日本の子ども、昼の学校からはじき出されそうになっている子の支えになったらいいんじゃないか。それを一つのステップにして、交流でも体験でも、夜中ならすることができるのじゃないかと思うことができる」(韓 2018)という見方にもつながっている。

4. 法制度化「なくてはならない」への経緯

「はじめに」でも触れたが、2014年以降夜間中学は増設・拡大傾向を示しているが、その後ろ盾となっているのが、歴史的に夜間中学を認可してこなかった文科省である。福島(2020)は、これを夜間中学の公教育への認可と²⁰捉え、この過程の分析を通じて公教育制度変容の動態の可視化を試みている。

前述のとおり、全夜中研は文部省が夜間中学校は義務教育違反であり労働基準法違反であると反対される中で、足立第四中学初代校長が夜間中学の法的脆弱性を解決するために発足させた。全夜中研は当初より、夜間中学の法的位置付け、義務教育未修了者の把握、夜間中学増設、自主夜間中学への経済的支援等を、公立、自主の夜間中学関係者が年に一度の大会に集い、国や自治体に要望してきたという特徴をもつ。

全夜中研という組織と構成員による半世紀にわたる教育条件整備要求とそれに対する行政の対応という歴史があったからこそ²¹、日弁連への人権

救済申し立てや日弁連の国への意見書提出でも進展しない現状をふまえて、全夜中研は、2009年から議員立法成立を目指して超党派の国会議員へ働きかける。

2014年4月に超党派「夜間中学等義務教育拡充連盟」が結成され、議員立法に向けての動きが活発になると同時に文科省の夜間中学政策が転換しはじめた。2015年には超党派フリースクール等議員連盟・夜間中学義務教育拡充連盟合同総会で「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」が提案され、2016年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立する。もちろん政治主導を可能にした背景にある、次に挙げるような社会情勢の変化は看過できない。

一つは外国人労働者への対応である。2018年12月に政府は「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を定め、2019年4月から入管法を改定することを決定した。いわゆる単純労働に近い人びとが制度上も導入されることとなるが、その日本語支援の対応にあたっては、日本語教育を含む夜間中学の教育活動充実等の教育機会の確保に関する施策を推進するとしている。また、このことは、2019年6月28日に公布・施行される「日本語教育の推進に関する法律」ともつながっている²²。

また、もう一つは増加する不登校の児童生徒についてである。教育確保均等法には、超党派フリースクール等議員連盟からの要求もあり、様々な立場からの論争が起こったが、全夜中研はフリースクール関連に関しての見解は示さなかった。義務教育機会均等法が成立する直前の2016年9月文科省「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知）」では、(4)不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保として「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること」と明記されている²³。

浅野(2020b)は、政府が夜間中学を「不登校者・形式卒業者の受け皿」と位置付ける以上、受け皿は「落ちこぼし」の増産となり「免罪符」とな

ること、また外国人若年不就学者の受け皿となればキャリアが付随し能力主義・学歴社会への包摂を余儀なくされること、そして公立義務教育の新自由主義的な多元化・複線化が推進されより一層の選別装置として働く可能性があることに警鐘を鳴らしている（浅野 2020b: 92）。2020 年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2020」に多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進する、と明記されたことについても気に留めておかなければならないだろう。

5. 夜間中学校のこれから

以上みてきたように、夜間中学校は半世紀以上に渡って「あってはならない」という義務教育の周縁に存在し続け、義務教育から排除される人びとを受け入れ続けてきた。そして「なくてはならない」ことを訴え続けてきた。その歴史の特徴は 1 節で見てきたとおりであり、生徒の受け入れは、救済的・恩恵的・暫定的なものから、「教育を受ける権利」の保障、さらに生存権の保障と結びつけて認識されるようになり、貧困や差別の中で奪われた義務教育を受ける権利を取り戻すための学校として再定義された。

そうした現場に支えられながら全夜中研が夜間中学の屋台骨になってきたことは数多くの夜間中学に関する先行研究（江口 2016; 2020; 浅野 2020a; 2020b; 関本 2017; 福島 2020）によっても明らかにされてきた。全夜中研というアクターがあったからこそ、2014 年からの政治の介入が可能となり法制度化を「勝ち取った」といえるだろう。しかし、法制化や予算化には様々な枷が加えられ、浅野（2020b）が憂慮する新自由主義的なものに絡めとられる可能性も考えられる。5 年以内に全国に夜間中学ができることは喜ばしいことであるとともに、これまで実際は義務教育制度の枠を超えて培ってきた独自の文化を継承していくことができるのだろうか。

2021 年 3 月中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においては、9 年間を見通した新時代の義務教育のあり方について、

義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策として、義務教育未修了の学齢を超過した者等への対応に夜間中学があげられている。教育のセーフティーネットとして質・量ともに充実していく必要があること、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されること、多様な生徒に対応するため日本語指導補助者や母語支援員、スクールカウンセラーを配置「チームとしての学校」を推進することがうたわれている。

夜間中学は、それが必要な人にとって「駆け込み寺」だと思う。「駆け込み寺」にやってくる人を、入り口で追い払うことはできない。といて、すべてを受け入れることなど不可能であるし、そんな条件など、現場の夜間中学にはない。また、夜間中学のあるべき姿でもないだろう。

だけど、「庇・ひさし」を伸ばして、話を聞いて、一緒に考えること、しばらくの「雨宿り」や「日除け」の場にしてみてもいいのではないか、と思う。しかるべき、本来その任務にあたる行政機関などにつなぐこともできると思う。その支援されることの少ない人たちの生活の一部でも変えていけたらと思う(安野2021: 324-325)。

夜間中学は、自分たちが現教育体制側にいるからこそ、その対象を決めることは不可能だと自覚し「生徒のつきつける問題にたじろぎ、おたおたし、よたよたついて」きた²⁴。そして時に、生徒（現場）とともに行政にも対抗してきた²⁵。つまり「なくてはならない」という制度化とともに、制度化されることによりそこからまたこぼれ落ちるものを受け止められる場であり続けるのが夜間中学なのではないか。

従来の「駆け込み寺」が、成文化された狭義の「教育の場におけるセーフティーネット」にならないように、学校教育制度に常に批判的であった夜間中学の自律性が、今後どう保たれるか、その動向が注目される。

本論考を書くにあたり、大阪大学未来共創センターオープンプロジェクト「マイノリティ教育ラボ・夜間中学プロジェクト」のメンバーでもある江口怜氏に、特に2020年8月20日の研修会を含め、大変お世話になった。改めて、御礼申し

上げたい。

注

- 1 江口（2020）は、「戦後の新学制下において不就学・長期欠席児童生徒および義務教育未修了者に義務教育を保障することを主たる目的として開設された、公立中学校の教師が関与しながら夜間に授業を行う学級や分教場等」を総称して「夜間中学」と呼称する、としている。また、全国夜中研では公立の夜間学級や夜間の分校を「夜間中学校」、自主夜間中学と公立の夜間中学校を加えた呼称を「夜間中学」としている。「夜間中学」は通称であるが、文部科学省を含む政府の文書には「夜間中学」の名称が用いられることが通例となっている。本論考では基本的には「夜間中学」を使用する。
- 2 夜間中学の生徒数については、入手可能だった令和元年度夜間中学等に関する実態調査（文部科学省）の数1729人をもとに、その後増加が見込まれると推測されるため、2000人程度とした。
- 3 令和3年1月25日 衆議院予算委員会 菅内閣総理大臣答弁：内閣総理大臣（菅義偉君）「夜間中学は、高齢の方々や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。（中略）引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。」
- 4 根拠となるのは、学校教育法施行令第25条、市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出にある「市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。」の5項「二部授業を行おうとするとき」とされている（大和田2017）。
- 5 全夜中研の資料を素材に夜間中学とその生徒の変遷過程を外観し、社会変動論の視座から考察した浅野（2020a; 2020b）は、戦後混乱期（1947～54）、高度経済成長期（1956～69）、国内的「調整」と国際化（1970～98）、グローバル化とディアスポラ（1999～2018）の4の画期に分けている。
- 6 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（議員立法平成28年12月14日公布）第14条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した翌日以降における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。第15条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学のきかひの提供その他の必要な措置に係る事務につい

ての当該道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 7 文部科学省によると、準備2年、開設後3年の計5ヶ年の補助事業を、期間を区切って行うことで夜間中学未設置の43地域の設置を2022（令和4）年度までに促すという。同年度の予算要望額は75百万円となっている（2021（令和3）年11月20日第67回全国夜間中学校研究大会 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長白井俊「夜間中学校の必要性和文部科学省における取り組みについて」より）。
- 8 関本（2017）によれば、高野雅夫や夜間中学関係者が都議会上に「夜間中学における引揚者の日本語学級開設及専任教師配当に関する請願—引揚者センター建設に向けての暫定的措置に対して」を提出し採択された結果だという。満洲からの引揚の中で孤児となり無国籍のまま生き、荒川区立第九中学校夜間学級にたどり着いた高野雅夫の動きがあったからこそ、狭義の国民教育の枠を破ることができたのだと推測される。
- 9 https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_syoto02-100003094_111.pdf 2022年2月28日最終閲覧
- 10 表2において、その他の外国人数が減っているのは1995年の阪神淡路大震災と2011年の東日本大震災の影響を受けているものと推測される。
- 11 筆者が教育委員会で何度か尋ねた時の返答である。教育機会確保法が施行されるまでは「夜間中学は日本語学校ではありません」「日本語だけを勉強される方は入学できません」と断ってきた（生きる闘う学ぶ編集委員会2019）。
- 12 この教材とは外国にルーツを持つ子どもたちが書いた作文やスピーチを集めた文集から抜粋された文章である。同論考ではインドネシアルーツの小学校2年生の作文「ぼくのお母さんは 日本の 大学に 来ていました。ぼくたちは インドネシアに いました。ぼくはお母さんが いないので、とてもさびしかったです。」とそれをベースに生徒が授業中に書いた文章「そして 9がつの さいご それは たのしみにだよ なぜ ゆと きゆる もらえる にち です」（ネパール男性10代）が取り上げられていた。
- 13 小島（2020）は、主に日系南米人で義務教育過程において不就学となり学齢超過となった者たちの受け皿として夜間中学校を求めているが、現在東京や大阪等で劇的に増えているネパール人は、学校制度の違いから9年の義務教育を受けておらず、学齢超過で呼び寄せられるケースが多い。また彼らの「家族滞在」ビザは日本の公立学校に就学したかでの後安定したビザへの変更が可能となったため、輪をかけて義務教育制度の保障が必要となっているという背景がある。
- 14 2022年3月外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会の調査によると、都道府県公立高校の入試において、ルビ打ちなどの配慮を行う「特別措置」をとる都道府県は全体の7割、募集定員を別におく「特別枠」がある都道府県は全体の4割強でそのうち定員の確保があるのは9地域であることがわかっている。また対応する高校の数も地域によりまちまちであり、外国人の高校進学に関する対応はいわゆる現場任せとなっている。

- 調査の結果については https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi_top.htm 2022年2月28日最終閲覧
- 15 https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf 2022年2月28日最終閲覧
- 16 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき(第79条(中学校)、第79条の6(義務教育学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)において準用)、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第2条第3項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、同法の手続によらずに実施できるように、学校教育法施行規則の一部を改正し、その旨を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知において周知している。不登校特例校の設置状況は、2021年4月1日現在17校(うち公立学校8校、私立学校9校)。
- 17 洛友中学校は不登校特例校の中でも比較的早い設置であった(6番目で東京シューレ葛飾中学校と同時期)。業務の概要としては「学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す」とされており、17校の中でも特色が際立っている。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm 2月28日最終閲覧
- 18 「「学舎」―夜間中学と特例校の窓辺から―京都市立洛友中学校⑧『教育新聞』2018年3月12日
- 19 全夜中研内部で学齢時や若年者の受け入れ論争があった。東京の夜中は学齢の不就学・長欠児を受け入れてきた歴史があるため、学齢児でも柔軟に受け入れるべきという意見が主流だったが、60年代末から増設が進んだ大阪を中心とした関西圏では、同和教育の基盤のもと、学齢児の教育保障は昼間の義務教育で行わなければ、学校の責任放棄を助長するとの意見が強く主張された。そのため、昼間の学校への働きかけをしながら、どうしても厳しい状況の子どもは受け入れる姿勢が重要というような議論がされていた(江口2016: 43)。
- 20 文科省は公教育として認可していると公言はしていないし、学校教育法も改正されていない。しかし、以下のような夜間中学に関する介入からはそう解釈できるのではないかと著者は考える。(全国夜間中学研究会2021「2022年度全国夜間中学研究会要望書」文部科学大臣、公正労働大臣、各教育委員会教育長宛より)
2015年7月30日 文部科学省「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」
2016年12月7日「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立(2016年12月14日公布、夜中に関しては公布の日から施行。2017年2月14日全面施行)
2017年1月27日 文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」、2017年4月「同(改訂版)」、2018年7月「同(第2次改訂版)」の通知

2017年3月31日 文部科学省「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の保障に関する基本指針」策定

2017年3月31日 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」

: 今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を超過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級(以下「夜間中学」という)が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学校の設置を促進するためにも、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を超過した者に対して指導を行う際にその事情に応じた特別の教育課程を編成できるように制度を整備するものである。

2017年4月1日 文部科学省「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の施行。

: 都道府県が設置する義務教育所学校のうち①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間をの他の特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

2017年4月 文部科学省 「夜間中学」に関するリーフレットやポスターを作成。公立夜間中学校、自主夜間中学をはじめ、都道府県および市区町村などに配布

2017年8月7日東京、8月25日大阪で、全国の都道府県・指定都市教育委員会と夜間中学設置市区教育委員会を対象に説明会を実施

2019年6月28日「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行

2019年6月～文部科学省主催 「外国人児童生徒の教育充実に関する有識者会議」実施(9回)

2020年7月1日 文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

2021年2月16日 文部科学省「夜間中学設置・充実に向けた取り組みの一層の推進について(依頼)」

: 2021年1月25日衆議院予算委員会における内閣答弁を受けて文部科学省が策定

- 21 たえば2003年までの全夜中研の動きとして、以下のようなことがあげられる(江口2016: 46)

1954年「夜間中学校法制化」について議論、翌年、文部省等に「中学校夜間学級の法的措置に関する珍実書」を提出

1968年文部事務官の答弁「学齢児は昼間の中学校へ、学齢超過児は成人講座へ」に対し、その後「社会教育路線」として激しく抵抗

1976年行政への要望書「各都道府県に少なくとも一校以上の夜間中学校設置を制度化されたい」

1985年「要望書」を夜間中学未設置都道府県にも送付が決定

1986年「要望書」を日弁連にも送付決定

1987年「要望書」に「中学校形式卒業者も義務教育未修了者と同じ扱いとして入学を保障すること」明記

1990年生涯学習振興法の施行の動向に対し「要望書」に「夜間中学はあくまでも義務教育の中学校」であることが強調

1992年「要望書」付帯決議に「義務教育未修了者の学習権に関する項目について、日弁連に

協力を要請する」と明記

1993年全夜中研に日弁連人権擁護委員会から初参加

2000年日弁連に人権救済申立書を提出することを決定

2003年日弁連に人権救済申立書を提出

- 22 2020年6月30日に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の具体的政策例には次のようなことが書かれている。「夜間中学は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を習得し得る教育機関である。このため教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等に基づき、すべての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取り組みの支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/92327601_02.pdf2020年2月28日最終閲覧
- 23 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm 2020年2月28日最終閲覧
- 24 江口 怜 大阪大学未来共創センターオープンプロジェクト「マイノリティ教育ラボ・夜間中学プロジェクト」での発表資料(2020年8月20日)より:「**夜間中学校は、義務教育から切り捨てられ、はじき出されたものための学校**である。その原因に切り捨てはじき出した当事者である教育体制は、なかなか気づきにくい。したがって、**夜間中学校もその一員である現教育体制側から、「夜間中学校の扱う範囲はこれこれ」と決めることは、不可能なのだ**。何年たっても、夜間中学校は、生徒のつきつける問題にたじろぎ、おたおたし、よたよたついてゆく。それが夜間中学校なのだ。**夜間中学校とは救急中学校**。道に倒れている者があれば、だれであろうと、何が原因であろうと、とにかく入学させ、その回復をはかる。これが唯一の旗じるしなのだ(1973年、都築達郎氏、大田区立糞谷中学校夜間学級)」
- 25 徐(2005)の論考に詳しい。また、現在大阪市において、文の里夜間中学校と天王寺夜間中学校の統合移転計画が教員不足や効率化といった観点で出されているが、生徒会・同窓会等を中心に「学ぶ生徒や学びたい生徒がいる」学校を廃校にしないでほしいという陳述を行い、近畿夜間中学校生徒連合会が4万4千筆の署名を市教育委員会に提出している(2022年2月25日朝日新聞朝刊https://www.asahi.com/articles/ASQ2S6J4CQ2SPTIL011.html?iref=pc_ss_date_article 2022年2月28日最終閲覧)

参考文献・資料

浅野 慎一

2020a「夜間中学とその生徒の史的変遷過程(前編):『60年のあゆみ全国夜間中学校研究会資料集成』を主な素材として」神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要、13(2)、109-127頁

2020b「夜間中学とその生徒の史的変遷過程(後編):『60年のあゆみ全国夜間中学校研究会資料集成』を主な素材として」神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要、

14(1)、81-99頁

安野勝美

2019 「新しい夜間中学を求めて」『生きる闘う学ぶ』編集委員会編『生きる闘う学ぶ—関西夜間中学運動50年 大阪天王寺開設の衝撃から』解放出版社、317-325頁

生きる闘う学ぶ編集委員会

2019 「明日の夜間中学に」『生きる闘う学ぶ』編集委員会編『生きる闘う学ぶ—関西夜間中学運動50年 大阪天王寺開設の衝撃から』解放出版社、392-3401頁

江口怜

2016 「夜間中学政策転換点において問われていることは何か：その歴史から未来を展望する」一橋大学『<教育と社会>研究』第26号、35-48頁

2020 「夜間中学校の成立と再編—「あってはならない」と「なくてはならない」の間で」木村元編『境界線の学校史—戦後日本の学校社会の周縁と周辺』東京大学出版会、49-80頁

2021 「あってはならないが、なくてはならない学校～夜間中学の歴史と現在」『部落解放』809号 解放出版社、8-16頁

榎井緑

2021 「同化主義を乗り越える地域日本語活動」『部落解放研究』215号 解放出版社、107-129頁

大和田雅絵

2017 『戦後夜間中学校の歴史』、六花出版

奥元さえ美

2020 「夜間中学および夜間中学における日本語教育の現状と課題に関する考察」

小島祥美

2020 「愛知県における公立夜間中学校の必要性に関する考察—学齢を超過した外国人青少年に向けた学び直し支援の充実化の視点から」『基礎教育保障学研究』4巻、54-71頁

徐阿貴

2012 『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動』御茶ノ水書房

関本保孝

2017 「夜間中学における多様な生徒の受け入れと国への働きかけ」『移民政策研究』10 移民政策学会 明石書店、147-156頁

高橋朋子

2019 「学習者の多様な学びを支える日本語教育」『CAJLE』カナダ日本語教育振興会、CAJLE 2019大会Proceedings、300-304頁

竹島章好

2021 「夜間中学校の現場から～2021～」『部落解放』809号 解放出版社、17-26頁

韓一茂

2018 座談会「夜間中学生の闘いに学び、いまに伝える」『生きる闘う学ぶ』編集委員会編『生きる闘う学ぶ—関西夜間中学運動50年 大阪天王寺開設の衝撃から』解放出版社、336-387頁

福島賢二

2020 夜間中学の拡充政策過程からみる公教育制度の変容—「全国夜間中学校研究会」構成員の政策への関わりを中心にして—『埼玉大学紀要 教育学部』69(2)、41-66頁

全国夜間中学校研究会

2021 「第67回全国夜間中学校研究大会・大阪大会実行委員会 関係資料」

From "There Should Not Be" to "There Must Be" Night Junior High Schools: The History of the Legal System and Future Challenges

Yukari ENOI

Abstract

With the establishment of the compulsory education system, Japan's modern school education system, night junior high schools were formed mainly by school teachers as a temporary place to help children who were not included in the system for economic and social reasons. In the late 1960s, the school was redefined as a school that restored the "right to education" to various people who had not been guaranteed compulsory education, and began to enroll repatriates, Koreans living in Japan, people with disabilities, and immigrants and refugees. The night junior high school was supported by the All Night Junior High School Association, an organization of teachers, students, and others involved in the school field, who have been calling for the institutionalization of the system for 50 years. With the encouragement of the Japan Federation of Bar Associations, the Law for Securing Educational Opportunities was passed in 2016, which aims to expand night junior high schools, while the government is likely to require night junior high schools to address the issues of foreign workers, truancy, and withdrawal from school, which the government seems unable to address. It remains to be seen how the autonomy of night junior high schools, which have been confronting the school education system, will be preserved in the legalization process.

Keywords : Compulsory Education System, Night Junior High Schools, Educational Opportunity Act, Japanese Language Education, Educational Safety Net
